

No.	項目	委員名	意見等	所管課	区分	回答
1	計画	武藤委員	計画の内容（文章や表現）についてはとても良いものであると思うが、様々な現場においてこの計画が目指すものを実現できるかどうか疑問に思う。	子育て政策課	A	計画に大項目「3.子どもの貧困対策を着実に推進するために」を追加し、市の今後の取組みについて明記します。御意見いただいたような課題につきましては、庁内関係各課と連絡会議の継続的な開催をし、まずは課題を共有しながら、解決策等を検討してまいります。
2	計画	武藤委員	特に個人情報保護の関係で、地域の中で支援が必要な家庭や子どもを見つけた場合、様々な機関の関りが必要であった場合に、個人情報に関する内容であると機関同士で十分に共有することができなかつたりして、対応が遅れたり、必要な支援を届けることが出来ず救えない事例も出てしまう可能性がある。行政においては、そういった情報共有の課題を解決するような取組みも進めてほしいし、この会議の場でもどうしたら解決できるか協議できたら良いと思う。	子ども青少年支援課 教育指導課	B	本市では要保護児童対策地域協議会（構成団体・29機関）を設置し要保護児童（虐待を受けている児童等）に加え、要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）、特定妊婦（出産後の養育について出産前において特に支援が認められる妊婦）も支援の対象としており、協議会では情報交換と支援内容の協議を行うものとしています。必要な場合は本協議会を活用し関係機関で連携しながら支援を行っております。
3	計画	佐々木委員	①子どもの放課後児童クラブなどの居場所や学び場について 今年の9月に子育て支援塾まなび場「スマチル」という子ども食堂に隣接して食事と学習をサポートする場ができた。市が実施している放課後子ども教室事業にも通じると思うが、放課後の居場所が広がり、子どもがひとりぼっちで過ごす時間を減らすことこそが貧困対策支援につながると思う。 他県の事例であるが、放課後の子どもの居場所として、学校の空き教室や校庭を開放し、主に地域住民が子どもを預かり見守るという事業を実施している自治体がある。地域住民のコーディネーター役がいて、色々調整を担っている。この取り組みは、学童クラブとは異なり、親の就労や経済状況に関わらず利用できるものである。 放課後学童クラブと併用して今過ごしている学校で居場所が増えてたくさんの方に見守られて子育てができる仕組みがあるとよいと思う。	青少年課 教育総務課	B	同様の事業として本市では放課後子ども教室を運営しています。放課後子ども教室は、放課後の学校の空き教室を利用し、誰でも参加できる放課後の居場所として、地域の方々や教員OBにより、学習支援を中心に週に1、2回程度実施しています。
4	計画	佐々木委員	②認定こども園などの幼保一体でのサービスと保育料について 私が見学した私立認定こども園では、教育熱心で英語や体操などの習い事や、登山や研修旅行など課題活動も活発に行い、幼稚園型こども園の印象と受けた。 しかし、小さな子どもを預けて働きにでる場合には、保育時間や保育料の兼ね合いが非常に重要だと考える。 子どもが多い地域などで保育園型こども園のような保育に重点を置き、収入状況のみの保育料でサービスによって利用料が増えない園ができるか、または先生方の人数が充実している公立幼稚園などが給食や預かり保育を積極的に実施して、その役割を担うことができれば保護者の園選びの幅が広がる。	保育課 教育総務課	C	通常の保育に加え施設独自の活動を実施している保育施設がありますが、そうした活動に係る費用は、保育料とは別に実費負担となります。活動に係る費用負担が難しい場合には、当該活動への参加を見送る等の対応も考えられますので、個別に保育施設と相談していただくことが望ましいと思います。
5	計画	佐々木委員	③ファミリー・サポート・センターの送迎無償化利用について検討のお願い 令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されているが、保育を必要とする事由がある場合で送迎のみの利用は対象外となっているが、送迎のみこの制度を利用したいというママの声をよく聞く。特に産休・育休中で小さな子供がいて、上の子が療育施設に通う場合に自宅や園から施設までの送迎の負担が大きい。そのため、送迎サービスのみもケースによって無償化の対象にあるよう検討していただきたい。 また、上の子が療育施設を利用している家庭で、下の子の預かり先が見つからない場合、下の子も一緒に療育施設へ連れていく場合は保護者の負担も大きいので、障がい福祉課の方で療育手帳や受給者証の中で、無償でサービスが利用できるか検討をしていただきたい。	保育課 障がい福祉課	C	幼児教育・保育の無償化の対象となるサービスは、「保育サービスの提供」とされており、送迎のみの利用においては保育サービスが実施されないため、対象とすることができません。この事業は国の制度であるため、市町村の裁量が及びませんのでご理解いただきたいと思います。 障害福祉サービスでは、現状、対応できる制度はありませんが、ご意見を参考に今後のサービス拡充に努めてまいりたいと思います。

No.	項目	委員名	意見等	所管課	区分	回答
6	計画	吉田委員長	既存の事業を子どもの貧困対策推進計画へ位置付けているが、個々の事業について「貧困対策のために実施しているのだ」と意識付けが必要と思う。計画には評価が付いてくるが、この貧困対策推進計画を評価する際は、この事業に位置付けられた各事業がどれだけ貧困対策にシフトできたか、その点が評価指標になるはずである。	子育て政策課	A	計画に大項目「3.子どもの貧困対策を着実に推進するために」を追加し、市の今後の取組みについて明記します。そのうち、庁内関係各課と連絡会議を開催し、市として一体的に取り組めるよう対応してまいります。
7	計画	吉田委員長	第6章の後に次のような文章を追加してはどうか。「上記の重点施策は、貧困など困難な環境下で成長する子どもたちに寄添うことを使命としています。これらの行政サービスが保護者の状況に関わらず活用できるように工夫を重ねることに念頭を置き、情報の入手方法、制度設計の枠組み、利用条件等を絶え間なく点検し、必要な家庭が施策の隙間に落ちることのないように今後の取り組を進めます。」	子育て政策課	A	御意見を踏まえ、計画に大項目「3. 子どもの貧困対策を着実に推進するために」という項目を新たに追加します。
8	計画	吉田委員長	「子どもの学習・生活支援事業」について、支援が必要な子どもがより利用しやすくなる、実施場所を増やすべきだと思う。	福祉政策課	C	本事業を利用中の子どもたちの声なども聞きながら、費用対効果も考慮し、ニーズ応えられるよう事業を検討していきます。
9	計画	吉田委員長	「ファミリー・サポート・センター運営事業」について、経済的に苦しい家庭や子どもに障がいがあるなどの理由で、送迎や育児の支援が必要な家庭があっても、利用料金が高く利用できない。現行の仕組みでは、経済的にもある程度余裕がある人しか使えない仕組みになっている。本当に必要な家庭が利用できるよう、利用費を補助するような仕組みをつくってほしい。	子育て政策課	A	本市の現状として、小田原母子寡婦福祉会において、会員になったひとり親の方に対しては、ファミサポを利用した金額に対し、年10,000円を上限に補助を行っています。しかし、十分な補助額とはいいい難いため、本市としても利用料を補助する仕組みの導入に向け、準備を進めてまいります。
10	計画	川向委員	ヤングケアラーの相談窓口の設置やLINE相談の活用・周知をしてほしい。子ども自身が相談機関まで出向いて相談できるかという、ハードルも高いと思う。LINEのように気軽に相談できる仕組みがもっと広がると良いと思う。	子ども青少年支援課 教育指導課	B	ヤングケアラーの相談は子ども青少年支援課が所管し、おだわら子ども若者教育支援センターは一もにいで行う、子ども若者相談で対応しています。LINE相談は県が既に運営しており、相談しやすいツールであるので機会を捉えて周知を進めていきたいと考えています。
11	計画	中島委員	本当に貧困で困っている人への事業なのかと思うものがいくつかあった。例「尊徳学習推進事業」「魚ブランド化促進普及事業」など、巡り巡れば貧困に困る子どもへの支援につながるかもしれないが、ここに入れるべきではないと思う。全体的なねらいや内容をもとに事業を精選した方が分かりやすいと思う。	子育て政策課	A	御意見を踏まえ、「尊徳学習推進事業」、「魚ブランド化促進普及事業」、「子育て支援フェスティバル開催事業」を削除しました。
12	計画	中島委員	「学力向上支援事業」について。現在多くの中学生が学習塾で学んでいると思う。貧困の視点で考えたときに金銭的に余裕がない家庭の生徒も放課後に学習塾に劣らない環境で学べる機会をつくるのが大切だと思った。実現するには多くの費用がかかると思うが、まんべんなく色々なことという視点から、困り感を解決するという視点にシフトテイクしていくことが必要だと思う。	教育指導課	C	本市では、「学力向上支援事業」として、少人数指導スタッフや中学校教科非常勤講師等を配置するほか、児童生徒一人ひとりの学力の伸びに着目したステップアップ調査をモデル実施する等、個々に応じたきめ細かな学習指導を行い、さらなる学力向上やそのための授業改善に取り組んでいます。一方で「貧困の連鎖」を断つための取組として、福祉部局では子どもの学習・生活支援事業を推進しているところであるので、教育委員会としても福祉部局との連携を図る等、対応してまいります。
13	計画	中島委員	会議中他の委員から「学校にカウンセラーを配置すべき」との意見があったが、まさにそのとおりだと思う。現状、困り感をもった子がいると、学級担任以外の職員が対応している。学校によってその数は違うと思うが、支援室にいつもいる先生が配置されると子どもも安心できると思う。ぜひ、具体化に向けてこの会の意見として声を上げていただけたらと思う。	教育指導課	B	スクールカウンセラーについては、全中学校区に1名ずつ（重点中学校区2校には2名）のカウンセラーが、県より、1名あたり年間280時間の勤務で派遣されています。また、校内支援室については全中学校に市の個別支援員を配置しています。小学校への配置については、現状要望も多いため、運用方法等を含めて今後検討してまいります。

No.	項目	委員名	意見等	所管課	区分	回答
14	計画	川本委員	支援が必要な人は、なかなか自ら情報を取りに行ったり、支援機関を利用しない。これだけ様々な事業があるが、支援が必要な人にどうしたら情報を届けられるか、行政も工夫が必要と思う。	子育て政策課 子ども青少年支援課	C	他課の事業や小児科の病院など他機関とも連携し、チラシの配架やバスター掲示など様々な機会を捉えて周知を行っていますが、今後はSNSをはじめデジタルの情報を活用するなど情報発信の方法にも工夫を凝らしてまいりたいと考えています。また、相談対応などで市が関わりを持ったケースについては、情報が行き届いていない可能性もあることを認識し、個々のケースに合わせた情報提供を行うように心がけていますが、支援が必要な人により情報が広く行き渡るよう行政だけでなく、様々な関係団体等とも協働し、効果的な情報発信に努めてまいりたいと考えてます。
15	計画	遠藤（貴）委員	資料に記載のあるとおり、これだけの貧困対策を各所管課で行っている中で、庁内の連携をいかに図っていくかが重要であると改めて感じた。各部署の職員が意識していくことはもちろんだが、さらに課題を共有してどう対処していくか、具体的な展開があると良いと思った。	子育て政策課 子ども青少年支援課	A	計画に大項目「3.子どもの貧困対策を着実に推進するために」を追加し、市の今後の取組みについて明記します。庁内関係各課と連絡会議を継続的に開催し、御意見をいただいたようにまずは課題を共有しながら、対応方法等を検討してまいりたと考えています。 また、こういった場を活用しつつ、相談対応を担う部署をはじめ、庁内関係課がお互いの事業を詳細に把握し、効果的に活用していくとともに、個々のケース対応を行う中で寄せられる意見等を事業に反映できるように関係課と共有してまいりたいと考えています。
16	計画	遠藤（貴）委員	会議の中でも意見が出ていたと思うが、計画や事業をいかに市民に伝えていくか、当然に情報を得ることで制度の利用も増していくと思う。これは地域福祉計画、活動計画も同様だが、工夫を凝らした周知が必要だと感じた。	福祉政策課 子育て政策課	C	広報紙や市のホームページへの掲載だけでなく、他課がもつ情報発信媒体なども活用し積極的に情報発信できるよう努めてまいります。 地域福祉計画及び地域福祉活動計画においても、市民に分かりやすく、伝えることを意識した概要版の作成等、市民周知に努めてまいります。
17	中間見直し	石井委員	「子育て短期支援事業（トワイライトステイ）」の項目について、これから子どもが少しずつ減少していく中で、新しい建物を建てるとなると時間がかかり、今必要としている子どもたちの力になれないような気がする。このような事業を進めていくのであれば、今ある保育園や一時預かり場所、幼稚園、宿泊施設など利用した方が、話が早く進むと思う。これから計画していくのであれば、今あるところを最大限に利用し、情報を共有しすぐにでも始動できるような企画をしてほしい。	子ども青少年支援課	A	子育て短期支援事業はショートステイとトワイライトステイを一体的に行い、宿泊を伴う支援であることから組織的な運営を安定的に行うことが重要であると考えています。運営が可能と思われる団体と、できるだけ早期に事業が始められるように調整を進めてまいります。
18	計画	石井委員	資料3－4と貧困対策推進計画（案）にたくさん事業が載っていて、資料1の令和3年度実施状況と見比べたところ、ほぼB評価だったので、大体の人はそれらの事業を利用できているのと思うが、やはりこのような事業を知らない家庭に重点を置くことで貧困対策につながるのではないかと思う。	共通	C	市が相談対応などを通じて関わりを持ったケースについては、情報が行き届いていない可能性もあることを認識し、個々のケースに合わせた情報提供を行うように心掛けています。しかし、支援につながるまでの間、いかにして事業や制度を知ってもらうかということは課題であると認識しています。今後はSNS等、デジタルの情報ツールを活用するなど情報発信にも工夫を凝らし、庁内連絡会の場でテーマに設定するなど、各課と連携しながら対応方法について検討してまいりたいと考えています。

No.	項目	委員名	意見等	所管課	区分	回答
19	計画	石井委員	各学校のカウンセラーの配置についてもっと充実させるべきである。先生とは別に、カウンセラーなどの相談役が全児童と必ず面談して、家庭状況や児童の心の豊かさなどを把握するべきだと思う。子どもからの相談に対応することで、経済的や精神的に貧困状態におかれた子どもだけでなく、親からの虐待など様々な悩みをもった子どもの状況を早期に発見し、命を助けることができるように思う。またそういった相談内容から必要な機関へつなぐなどネットワーク化することも大切だと思う。コロナ禍で制限ばかりの中、育っている子どもたちはきっと昔の子どものように穏やかではないと思う。これからしばらくはこの状況が続くので、今すぐにでも子どもの声に耳を傾けて、子どもがより良い大人になれるようサポートをした方が良いと思う。 良い連鎖を早くから作り、小田原を、日本を豊かな国にしてほしいと思う。	教育指導課	B	スクールカウンセラーについては、全中学校区に1名ずつ（重点中学校区2校には2名）のカウンセラーが、県より1名あたり年間280時間の勤務で派遣されています。 小学校では、小田原市の心理相談員が月に2回程度、小学校を巡回し、児童やその保護者に対する支援のほか、教職員へのサポート等も行っています。
20	中間見直し	大矢委員	「休日保育事業」は終了してしまっているが、サービス業など様々な職種があり、土日祝日（GW、年末年始）に仕事をする家庭もあり、保育園が休みのときこそ預けたい職業もある。なかなか難しいとは思いますが、日曜祝日も対応できる園が必要なのではと思う。	保育課	C	休日保育につきましては、保育士の確保が難しい中、保護者のニーズも高くないため実施しておりません。今後、そうした要望があれば、体制整備に向けた検討をしていきたいと思います。
21	計画	大矢委員	ファミリー・サポート・センター運営事業について、貧困家庭などは無料・減額などの措置が必要だと思った。 実際に子育てをしている中では、情報があまり入ってこない。ファミリー・サポート・センター運営事業も出産後数年してから友人に聞いて知った。子ども食堂や地域の見守り拠点は、いつ・どこでやっているのか、誰が行って良いのか分かりづらい。色々な事業、子どもや親を助ける場もあることをもっとアナウンスしてほしい。予算をとって、チラシを園や学校、子どものいる家庭に定期的に配布するなど、本当に必要とする人に、アンテナが低い人にも情報が届きますように。	子育て政策課 青少年課	A	①ファミリー・サポート・センターの利用料について 本市の現状として、小田原母子寡婦福祉会において、会員になったひとり親の方に対しては、ファミサポを利用した金額に対し、年10,000円を上限に補助を行っています。しかし、十分な補助額とはいいい難いため、本市としても利用料を補助する仕組みの導入に向け、準備を進めてまいります。 ②事業の周知について 引続き、広報紙や市のホームページへの掲載や、他課がもつ情報発信媒体なども活用しつつ情報発信するとともに、入園・入学や夏休みなどの長期休暇といった、子育てのライフイベントにも合わせて、定期的また継続的に情報発信できるよう努めてまいります。 子ども食堂や見守り拠点については、市広報紙の特集号やホームページ掲載だけでなく、地域の子ども食堂が独自に学校へチラシの配布や掲示をするなど周知に努めています。また、子どもに関するイベント情報を集約し、自治会の回覧に掲示する活動を市では支援しています。しかしながら、周知に工夫の余地があると考えており、今後はSNS等、デジタルの情報ツール等を活用するだけでなく、情報発信の方法にも工夫をしてまいりたいと考えています。

No.	項目	委員名	意見等	所管課	区分	回答
22	計画	山崎委員	①重点施策2について 切れ目のない相談支援が行える体制の充実について。具体的にどのようにしていくのかが、ここ数年課題となっています。具体的な対応についてきちんと教えてほしい。	子ども青少年支援課	B	切れ目のない相談支援体制については、子どもの成長によって関わる機関が変わる時期の切れ目をなくすための縦の連携と、同時期に関わっている複数の機関間の切れ目をなくすための横の連携が大切になるため、おだわら子ども若者教育支援センターは一もにいに子ども若者相談を所管する子ども青少年指導課及び教育指導課教育相談係を配置するとともに、妊娠期から子育て世帯を支援する子育て世代包括支援センターはっぴい分室を設置し妊娠期から乳幼児期、学齢期、青壮年期までの切れ目のない相談支援が行える体制としています。さらに、児童福祉と母子保健を統合し、一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」として位置付けることにより、相談支援機能の強化を図ってまいります。
23	計画	山崎委員	②重点施策5について 「障害児保育促進事業」について、保育士等の「等」は人なのか？建物などのハード面も入っているのか。（保育園の中で個別の対応ができるスペースなどを作る、遊びの遊具の充実など） 障がいのあるお子さんの支援については、保育園、幼稚園の生活で困り感なく過ごせるためにどうしていくのかをもう少し具体的に進めてほしい。	保育課	C	現在、実施している「障がい児保育費補助金」は、障がい児の受け入れに必要な保育士の雇用を促進するために補助するものであって、施設整備や遊具の購入を目的としたものではありません。障がい児や発達に支援が必要な子どもを保育所が安心して受入れができるよう、保育施設からの意見を聞きながら、補助事業の見直しを含め総合的に検討していきたいと思います。
24	計画	山崎委員	子どもの支援を切れ目なく進めていくためには、関係する課が連携していくが必要になると思うので、連携してけるようにして欲しい。	子ども青少年支援課	B	連携の必要性についてはどの機関も認識をしており、個別のケースごとに保護者の同意をとり積極的に関係機関がつながることが重要であると考えています。各機関同士が直接連絡を取り、顔の見える関係になれるように各機関を繋ぐ支援を行っていきたいと考えています。
25	計画	山崎委員	子どもの数の減少により、保育園、幼稚園へ通う支援の必要なお子さんが増えていくと思われる。子どもたちの生活の場で支援をしてもらう体制が整うとよいと思う。	保育課 教育総務課	C	保育施設に対する障がい児の受入れが進むよう、当該児童の保育の実施に係るアドバイス等、補助金以外の支援方法を幅広く検討し、体制整備に努めていきたいと思います。